

## 高齢者施設等防災・減災設備等整備補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1** 知事は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、別表1に定める補助事業者が行う防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

**第2** この補助金は別表1に定める者が行う、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」において県が策定する防災・減災等事業整備計画に基づいて実施される別表2の事業を交付の対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員が暴力団員（暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。
- (3) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

### (交付基準)

**第3** この補助金は、別表2の基準により交付するものとする。

### (補助の対象外)

**第4** この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用

- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当とは認められない費用

#### (交付の条件)

第5 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上（地方公共団体の場合は50万円以上）の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙1の様式により遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (8) 補助事業者が地方公共団体である場合、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙2の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければ

ればならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業者が民間事業者である場合、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 民間事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 民間事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (13) (1) から (12) により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。

#### (交付申請書)

**第 6** 規則第 3 条第 1 項の規定による申請書は、別紙 3 の様式のとおりとし、別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

#### (変更申請手続)

**第 7** この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第 6 に定める申請手続に準じ、別に指示する期日までに行わなければならない。

#### (概算払)

**第 8** 知事は、必要があると認める場合においては、補助事業者の補助対象の出来高事業費と交付決定額を比較して、少ない方の額の範囲内で概算払をすることができるものとする。

### (実績報告書)

- 第9 規則第12条前段の規定による実績報告は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日までに別紙4の様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。
- 2 規則第12条後段の規定による実績報告は、この補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日までに別紙5の様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

### (補助金の返還)

- 第10 知事は、補助すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

### (財産の処分の制限)

- 第11 規則第19条第4号に規定する知事が定める財産は、この事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上（補助事業者が地方公共団体の場合は50万円以上）の機械及び器具とする。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月1日厚生労働省告示第384号）に定められている処分制限期間に相当する期間とする。

#### 附 則

この要綱は、平成31年3月18日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年10月28日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年3月11日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年6月17日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年3月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月29日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月16日から適用する。